

○厚生労働省告示第二百四十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項及び第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、公布の日から起算して六月を経過した日までに製造され、又は輸入されるポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装については、なお従前の例によることができる。

平成二十八年六月八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第1のDの生食用鮮魚介類の目、生食用かきの目及び冷凍食品の目中「塩麩」を「塩麩及び二酸化炭素」に改める。

第2のFの硫酸亜鉛の目を次のように改める。

硫酸亜鉛

硫酸亜鉛は、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第3号に規定する発泡性酒類（以下単に「発泡性酒類」という。）及び母乳代替食品以外の食品に使用してはならない。

硫酸亜鉛の使用量は、亜鉛として、発泡性酒類にあってはその1 kgにつき0.0010 g 以下でなければならない。



蒸発残留物試験を行うとき、その量は $30\ \mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなければならない。